

愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議 第2部会 議事録

平成22年3月26日（金）午後2時から午後3時55分

愛知県三の丸庁舎B101会議室

【事務局】

皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから「第1回 愛知県教育振興基本計画検討会議第2部会」を開催させていただきます。

私は進行役を務めさせていただきます教育委員会総務課教育企画室主任主査の加藤です。よろしく願いいたします。

それでは開催にあたりまして、教育委員会総務課教育企画室長の松下からごあいさつ申し上げます。

【教育企画室長】

みなさま、こんにちは。教育企画室長の松下でございます。本日は第1回の愛知県教育振興基本計画検討会議の第2部会を開催するにあたりまして、委員の皆様方には就任のご承諾をいただきまして、また年度末の大変お忙しい中、ご出席をたまりまして、まことにありがとうございます。愛知県の教育振興基本計画であります、現在のあいちの教育に関するアクションプランという計画でございますが、本県初の教育に関する総合的な計画ということで平成19年の4月に策定をされておりまして、この目標年度が、来年22年度までとなっております。現在はこのアクションプランの推進を図っているところであります。近年教育を取り巻く環境は大きく変化してきておりますし、様々な教育課題がございますので、こうした教育課題に対応していくために、今回教育振興基本計画の検討会議と、本日の第2部会、もうひとつ第1部会がございますが、この二つの部会を設けて委員の皆様にもいろいろとご議論をいただきたいと、そして10年程度先をも見据えて23年度から27年度までの5年間の新しい計画を作りたいと考えております。この5年間の中でも、教育は広い分野でございますけれども、特に5年間で重点的に愛知県は取り組んでいくんだ、というようなものを示していけたらと考えております。部会の方では検討会議での議論等を踏まえまして、委員の皆様方にさらに議論を深めていただきたいと考えております。大変ご面倒をおかけすると思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。続きまして委員の皆様のご紹介をさせていただきます。本来なら、お一人お一人ご紹介すべきところですが、時間の関係もございますので、お手元の委員名簿と配席表をもってご紹介に代えさせていただきますと存じます。ご了承をお願いいたします。

続きまして今川部会長よりごあいさつをお願いいたします。

【部会長】

中部大学の今川でございます。

愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議の第2部会の部会長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。本日は第1回の部会ということで、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

愛知県では、平成23年度から平成27年度にわたる5カ年の新しい教育振興基本計画を策定していくということで、先日3月12日ですが、第1回の検討会議が開催されました。後ほど事務局からも説明がありますが、第1回の会議で、本日こうして皆様にお集まりいただいている、部会の設置が承認されております。この部会は、検討会議の議論をさらに深めていくことを目的としておりまして、検討会議の議論の内容について私から、あるいは事務局の方からもお伝えしていくことになると思います。そして皆様にいろいろと意見をいただきまして、進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、先日の検討会議で県の教育長さんからのあいさつには、今後10か年を見据えて愛知らしい5カ年の教育振興基本計画を策定したいというごあいさつがございました。今日、子どもをめぐる様々な問題が起きておりまして、子どもをめぐる環境は大きく変化してきております。

なかなか学校だけでは解決しにくい問題もありますので、家庭や地域の協力といったことがどうしても必要になってまいります。その一方で、家庭や家族という形態さらには、価値観が大きく変化してきておりまして、さらに地域の結びつきが希薄になっているといったことから、そう簡単に家庭、地域、学校それぞれが、連携を深めて進めていくことはなかなか難しいことだとは思いますが、検討会議でもこのあたりのところで委員の方々から意見をいただいております。

家庭や地域が学校とどう連携していくのか、今後は部会で議論を深めて皆様にご意見をいただきながら、考えていかなければと思っております。

さて、愛知らしさを生かして、新しい社会に向かって自立し、さらに自らの未来を拓いていくことができるような子どもたちを育てるには、やはりそれぞれの発達段階に応じた教育が必要となりますし、その上に家庭・地域・学校それぞれの役割をしっかりと定めて、協働して取り組んでいくことが必要となります。またさらに国、県、市町村それぞれの役割について明確にしていくことも、大切であると思っております。

これから4回にわたり、皆さまと議論させていただく中で、あいちの子どもたちが明るく元気に成長する姿を思い描くことができる、未来に夢を描けるような計画を作っていきたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございます。ここで本日配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。会議次第、(以下略)。

不足などありましたらお知らせください。

それでは、これ以後、議事の取り回しにつきましては、今川部会長にお願いいたします。

【部会長】

それでは、3の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

教育企画室長補佐の富田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは私の方から報告事項ということで、説明させていただきます。

まず資料1をご覧くださいませでしょうか。みなさまに議論していただく時間をたくさん取りたいと考えていますので、簡単に説明させていただきます。本日の部会の親会議に相当します検討会議の設置要項でございまして、教育長が依頼しました裏面の別表に掲げる委員により会議を設置したというものでございます。

次の資料2-1をご覧ください。会議の運営要領でございまして、資料1で説明した検討会議の運営の方法を定めています。その1では必要に応じて関係者の出席を求めることができること、検討会議は原則公開するという、傍聴等については座長の定めるところにより認める、ということで、先回の第1回の会議で定められました。この傍聴の詳細につきましては、資料2-2に記載のとおりです。なお、昨日開催しました第1部会につきましても同様に原則公開、傍聴許可となっております、本部会につきましても同様に、原則公開、傍聴許可でお願いしたいと考えています。

申し訳ございませんが資料2-1にお戻りください。資料2-1の2番目で、部会の設置をするということが定めてございます。2枚はねていただきまして、9ページの資料3をご覧ください。ここで第1部会と第2部会を設置することができると決めました。

ここで第1部会と第2部会の内容について簡単に説明したいと思いますので、さきほどの参考資料のあいちの教育に関するアクションプラン体系イメージをお手元にご用意ください。これを現在の県の教育振興基本計画に位置づけています。一番左の中ほどの囲いにありますように基本理念「自ら高める」を基本理念として、2列目にあります4つの囲いにある目指すあいちの人間像を目指していくということでありまして、その下に矢印がありまして、魅力ある教育環境づくりとありますが、4つの目指す人間像のための基盤となる環境を作っていくということが書かれています。

もう一度資料3に戻っていただけますでしょうか。今申し上げましたように4つの人間像をもとに、部会ごとに検討項目をわけて整理をさせていただきました。本部会が一番上にかかれています「かけがえのない」と3つ目に書かれています「健やかな」とそれを目指すための基盤となる教育環境づくりの3つを中心にご議論いただきたいと思います。

資料4をご覧ください。このように部会の委員をご依頼いたしました。よろしくお願いいたします。

最後に資料5といたしまして、検討スケジュールを説明いたします。

さきほど部会長からもお話がありましたように、3月12日に第1回の検討会議を開催しました。そして2回目の検討会議は5月21日に開催を予定しています。そのほか、パブリックコメントを実施しまして、第3回目が9月から10月に素案の作成、それから第

4回目、11月から12月に計画案を作成ということで、年内を目途に新しい計画を取りまとめていきたいと考えています。

部会につきましては検討会議と同様に、のべ4回開催を予定しています。第2部会は本日の会議が第1回となります。部会では検討会議の議論を更に掘り下げて、また部会での議論も検討会議に議事録としてあげていきたいと考えているためよろしくお願ひします。

なお、ここに記載しているほかにも各方面の関係者から節目節目に意見を伺って、いただいた意見を会議に提供していきたいと考えています。検討の参考にさせていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【部会長】

ただいまの説明につきまして、御質問等がございましたら、お願ひします。

それでは、この会議は公開を原則としております。傍聴の申し出がございましたので、傍聴希望の方に入室していただきます。

—傍聴者入室—

それでは続きまして、本日の中心テーマであります、議題(1)の愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議の結果を踏まえた、今後の重点的な取組の方向性につきまして、皆さんからご意見をいただきたいと存じます。

まず、このテーマにつきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

【事務局】

それでは、第1回愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議の結果を踏まえた、今後の重点的な取組の方向性について、説明をさせていただきます。

それでは、お手元のA3判の資料6-1「愛知県教育振興基本計画（仮称）の性格」をご覧くださいませでしょうか。

まず、今回の計画の策定に至った経緯でございます。1の二重線で囲った四角の中に記載してございますように、愛知県では平成19年4月に知事部局、警察本部も含めた本県初の教育の総合的な計画であります「あいちの教育に関するアクションプラン」—以下アクションプランということでお話をさせていただきたいと思ひます。—を策定いたしました。

一方、国では平成18年12月に教育基本法が改正されまして、その中で第17条第2項におきまして、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画を定めるように努めなければならない、というふうに規定されました。努力義務が課せられたということでございます。

その後、国の教育振興基本計画が平成20年7月に策定されました。それを受けまして、アクションプランは平成19年の4月に策定したわけでございますけれども、これを県の教育振興基本計画というふうに位置づけております。

このアクションプランの目標が先ほど室長のあいさつにもございましたけれども、平成22年度まで、来年度までとなっておりますので、それ以降平成23年度からの新しい計画を策

定するということが必要になっております。

つぎに2の愛知県教育振興基本計画の考え方でございますが、(1)の位置づけ、こちらは県の教育振興基本計画という位置づけということで考えております。

(2)の計画期間でございますけれども、こちらは平成23年度から平成27年度までの5年間の計画ということでございます。

(3)計画の構成と対象範囲でございますけれども、アクションプランは平成19年に策定してまだ3年くらいしか経過していないということから、引き続きめざすあいちの4つの人間像の実現に向けて取り組んでいく、という部分は継承してまいりたいと考えております。

めざす「あいちの人間像」の実現に向けましては、現在の教育をとりまく現状に対応しまして、10年ほど先を見据え、今後5年間に重点的に取り組む施策を中心に本県の教育に関する施策を展開していくこととしております。

なお、対象の範囲といたしましては、生涯にわたる全期間、それから家庭、地域、学校が取り組む全ての施策が対象となります。

(4)の重視する考え方でございますけれども、国の教育振興基本計画の基本的考え方、次ページの資料6-2の左側の四角の囲みの3つ目、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の①の部分を勘案しまして、社会全体の連携の強化、いわゆる横の連携ということ、それから②の一貫した理念に基づいた生涯学習社会の実現、いわゆる縦の接続、そういったものを参酌しまして、アクションプランが掲げる横の連携であります、家庭・地域・学校の協働による教育の推進をさらに強化するとともに、幼児期から一貫した教育としての縦のつながりを重視していきたいと考えております。

また、③にも書いてございますけれども、地方分権の流れの中で国・県・市町村の役割分担を明確にしていくことも重視する考えのひとつとしております。

次に資料の6-1に戻っていただきまして、3の策定にかかる体制でございます。先ほど説明いたしました検討会議を中心としまして、検討会議で示されました課題等につきまして、2つの部会でさらに深く掘り下げ、検討をしていただきますとともに、庁内の関係課室によりまして、連絡会議等を設置いたしまして、作業を進めることとしております。また、教育関係の団体始めいろいろな団体からも意見を聴取して、会の資料として提供していきたいと考えております。

つぎに4の関連する県の計画についてですが、資料の右側に図示してございますが、新しい計画につきましては今年度策定いたします新しい政策の指針2010-2015（仮称）をメインにしまして、その下に主な他部局の計画が挙げてありますけれども、こうした計画とも整合性を図りながら策定をしてまいりたいと考えております。

もう一度資料6-2を御覧いただけますでしょうか。こちらが国の教育振興基本計画で、これを参酌してそれぞれ各地方公共団体で策定していくということですので、参考で見いただければと思っております。

次の資料6-3でございますが、こちらは現在のアクションプランを策定した以降に国の教育に関する様々な法改正等がございましたので、それをひとつにまとめた資料でござい

ます。こちらもまた参考にしていただければと思いますけれども、学校教育法を始め、社会教育法、学校保健法、学習指導要領、幼稚園教育要領等の改正がございました。

次に A3 判の資料 7 を御覧いただけますでしょうか。『「教育をめぐる課題」などからみる「今後の重点的な取組の方向性」(たたき台)』という資料でございます。

3月12日に開催されました検討会議では、この1枚ものの資料を中心に議論をしていただきました。資料の左にありますのが現在のアクションプランの中の27の取組の柱を、4つの人間像ごとに整理したものでございます。

真ん中の上の囲みが教育をめぐる課題ということで、いろいろマスコミ等と言われておりますし、実際そういったこともあるかとも言われます。それぞれの教育をめぐる課題の右端に括弧して図1・2とか図3として示してございますが、これは、参考資料として関連データがつけてございますが、その図表の番号ということで、一応根拠となると思われるグラフとかデータを参考資料として添付してございますので、また見ていただければありがたいと思っております。

真ん中下の囲みは、国の法改正等が行われましたということでございます。それから今度は右のほうへ矢印が出ていくわけございまして、上に今後の重点的な取組の方向性というふうに書いてございます。

こちらがこれから新しく策定していく計画に盛り込んでいく方向性、ということで事務局の方で整理させていただいたものでございます。この11の方向性を部会で議論していただくために、こういった形でめざすあいちの人間像ごとに整理してございますけれども、必ずしもこの人間像だけで整理ができるものではないということをご了解いただければ、整理上このように分けてありますということでご理解いただきたいと思います。

この11の取組の方向性を選んだ理由を説明させていただきます。

まず一番上の「道徳性・規律ある態度を育成する」ということでございますけれども、これにつきましては、そもそも家庭でのしつけができていないのではないかと、といった家庭の教育力の低下とか、その家庭を支える地域の教育力が低下しているのではないかと、また少年法の改正などにもありますように、深刻な少年非行の状況、他人を思いやる心といったものが希薄化しているのではないかとということとか、人権意識も希薄化しているのではないかと、といった課題がございますことから人格形成の基礎となる道徳性・規律ある態度の育成が必要と考えております。

これは、資料8-後ほど見ていただければと思いますが-に、昨年8月に実施いたしました県政モニターアンケートの結果がございまして、この6ページに、「子ども達の将来のために、愛知県はどのような教育分野に力を入れていくべきか」という質問に対しまして、「道徳教育」というのが58.5%ということで最も多い結果という教育のニーズとなっております。

次に「高度情報化社会に対応できる情報モラル教育を充実する」につきましては、高度情報化社会ということで、インターネットや携帯電話の普及に伴いまして、いわゆる学校裏サイトとか出会い系サイト、ネットを介したトラブルとか犯罪とか、誹謗中傷とかいじめということが増加しておりまして、情報モラル教育の充実が必要ではないかと考えてお

ります。

それから、制度改正の関係でございますと、平成 21 年 4 月には 18 歳未満の青少年が携帯電話を使用する場合にはフィルタリングサービスを提供するということなどの規制がなされております。

3 つ目の「人間形成の基礎を培う幼児教育を充実する」についてでございます。

幼児期の教育は、教育基本法においても、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとして位置づけられております。幼児期におきましても、コミュニケーションの能力が低下しているなどの問題が生じていますので、幼児期の教育と密接に関わっている家庭も含めまして様々な問題が生じております。

国もこの関係では大きく動き出しております。幼稚園教育要領には保育の内容、保育所保育指針には幼児教育の内容ということで、保育所と幼稚園の区別がなくなってきております。幼保一元化という話もございます。

一方、子どもの政策・家族政策を一元化した「子ども家庭省」を設置するという動きもあります。これらの国の動きも含めまして、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実が必要であるということで掲げてございます。

「社会を生き抜く力を身に付けるキャリア教育を充実する」についてでございます。

近年増加しております早期離職や若年無業者や、若い世代では正規雇用と非正規雇用に賃金の差がないことから、将来に希望を持つことのできない若者が増加していることとか、ニートやフリーター、それから高校や大学の進学率の増加、大学全入といったことも言われておりますけれども、特にこの大学というわけでなければ、大学には入れてしまうといったことなどから、学習意欲が低下してしまうとか、とりあえず高校、とりあえず大学ということで、自分が目的意識を強く持たずに社会に出てしまうという、自己有用感の低下などもございまして、社会に生き抜く力を身に付けるためのキャリア教育が必要であるということで掲げてございます。

それから、このキャリア教育ですけれども、最近中教審におきまして、高学や大学でのキャリア教育の在り方が議論されております。また、特別支援教育というところでも、キャリア教育が議論されております。

それから、先ほどお話ししました県政モニターアンケートの、どのような教育分野に力を入れていくべきかという質問に対しまして、「キャリア教育」が 37.6%と 2 番目に高い数値となっております。

「一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を推進する」という部分でございます。

こちらは、国の法改正等によりまして、これまでの特殊教育から、一人一人の障害の状態などに応じて特別な配慮の下に、適切な教育を行う特別支援教育へと大きな転換が図られました。また、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において、特別支援教育が実施されるということになりました。

障害のある子どもをめぐっては、障害の重度・重複化や多様化、発達障害のある児童生徒への対応、まだ理解が足りないのではないかとといった部分、早い時期から教育的対応した方がいいのではないかとといった要望、高等部への進学希望の上昇、卒業後の就労・進

路についての問題がございます。そういったことで特別支援教育についてもここに掲げてございます。

次の「社会生活を営む上で困難を有する者を支援する」についてでございます。

こちらにつきましては、たとえば外国人児童生徒、不登校、ひきこもり、中途退学といった困難を抱えてしまった人たちへの支援ということでございます。

外国人児童生徒につきましては、日本語指導が必要な児童生徒数が、全国でも愛知県がダントツ、最も多く深刻な状況になっております。

不登校、ひきこもり、発達障害などの問題も顕在化しておりまして、それを解決していくには、それぞれの行政分野が連携して対応していくことがより重要なのかなと思っております。

このため、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくりが規定された「子ども・若者育成支援推進法」が制定されてきて、縦割りの行政の弊害を解消する動きとなっております。

次の「あらゆる活動の源となる体力の向上を図る」という部分でございます。

これは、全国体力・運動能力、運動習慣等調査もございましてけれども、運動する子としない子の二極化が進んでいる、体力も二極化しているということから、運動しない子どもたちをどのように運動させていくかという課題がございます。

新しい学習指導要領でも、体育の授業時間数を増加させるとともに、「体づくり運動」を小学校の低学年から規定するということなど、体力づくりの強化を図っていく内容となっております。体力はあらゆる活動の源でございまして、運動習慣、生活習慣をつくるなど体力の向上に向けた取組も必要であると考えております。

その下の「基本的生活習慣を確立するための食育を充実する」につきましては、朝食をとらない子どもたち、朝食を一人で食べる孤食の問題、栄養バランスの崩れによる痩身や肥満の問題など、食生活の変化が課題になっております。

学校給食法が改正され、食育が学校教育の中にも位置づけられました。体と心のバランスを保つためには、食育の充実も必要であるということで掲げております。

「伝統文化を尊重する心や芸術に触れ楽しむ心を育む」についてでございますけれども、グローバル化の進展に伴いまして、日本人としてのアイデンティティの確立も重要ではないかということでございます。

また、日本には世界に誇る伝統文化がございまして、これらの文化資源を再認識することで、郷土に対する誇りとか愛着心を育てることが大切だという面もございまして。

そういったことがありますけれども、地域のつながりが希薄化していたり、生活の中になかなか伝統文化に触れる機会が減少していることもありまして、こういった内容も掲げさせていただいております。

芸術につきましては、今年、愛知県でトリエンナーレを開催しまして、以降3年に一度国際芸術祭が開催されるということもございまして、芸術への関心を高めていくということも必要であるのではないかと考えております。

次の「確かな学力を基礎とした世界で活躍できる力を育成する」についてでございます

けれども、こちらは、国際化、グローバル化に伴いまして、国際競争力も必要となっております。学習指導要領におきましては、たとえば英語が文法重視のところから、コミュニケーション重視へと変わったことや、理数離れの懸念ということもございまして、数学や理科の授業時間数が増加されるという措置も行われております。

また、入学したい大学にこだわらなければ、ほとんどの人がどこかの大学へ進学できてしまうということも言われておりまして、大学教育の質も問題となってきております。

グローバル化の中で、世界で活躍できる力を育成していく必要があると考えております。

また、県政モニターアンケートでは、どういった教育分野に力を入れていくかというところで、3番目に「学力の育成」ということで数値が出ております。

最後の「豊かな自然を守り引き継ぐ環境学習を充実する」につきましては、地球温暖化とか、生物多様性の減少などの地球環境の悪化が深刻化しておりまして、環境問題への対応が緊急かつ重要な課題となっております。ということから環境学習ということも必要ではないかと考えております。

愛知県におきましては、愛・地球博を開催し、それを機に高まりました環境に対する意識、機運を次の世代へ継承していきまして、さらに発展させていくことが必要でございますし、今年10月にはCOP10、生物多様性条約の第10回締約国会議が、愛知・名古屋でも開催されます。ということで、環境の保全に対する気運を一層高めていくことも必要ではないかと考えております。

以上が11の取組の方向性でございますけれども、(資料の)右下に四角で囲って矢印がありますけれども、この部分の説明をさせていただきます。

現在のアクションプランにつきましては、毎年度、実施状況を点検評価しておりまして、これまで19・20年度と2ヵ年点検評価を行ってまいりました。

現在のアクションプランでは、家庭・地域・学校の協働による教育の推進が掲げられておりますけれども、その点検評価を行う中で、こうした横の連携がまだまだ不足をしているかなということが見られております。

また、取組も小学校、中学校、高校とそれぞれの段階で一生懸命やっただけしているんですけれども、たとえば幼児期から小学校、小学校から中学校、中学校から高校といったつながり、いわゆる縦の接続が少し弱いのかなということも見えてきております。

こうしたことから、新しい計画では、右下の囲みでございますように、横の連携と縦の接続を有機的に結びつけ効果的な取組としていくという視点が重要であると考えておりまして、こんな整理がしてございます。

以上が、今後の重点的な取組の方向性として、事務局が検討会議に提供いたしました資料の説明でございます。

資料8は先ほどから引用させていただいております「県政モニターアンケートの結果」でございまして、お時間がありましたら参考に御覧いただければと思っております。

それから続きまして、本日部会で議論していただくために用意をした資料でございますけれども、資料の10です。その前に資料の9がございしますが、こちらは第1回目の検討会

議でいろいろ委員さんからいただいた意見がほぼ完全版で作成してございますので、こちらでも議論の参考にご覧いただければと思います。

資料 10 の説明をさせていただきます。こちらが本日議論いただけたらと思って用意した資料でございます。一番左を見ていただきますと、さきほど資料 7 で説明いたしました取組の方向性が書いてございます。そこから右の真ん中の部分に、資料 9 の議事録から抜粋しました第 1 回の検討会議の議論の概要がこの部分に書いてございます。12 日にいただいた議論を中心に事務局で整理したものが、一番右の 4 つの四角の中に書いてある、事務局で重点的な取組の方向性として作成した案でございます。これはとりあえず整理上このように整理したものでございまして、この取組の方向性が必ずしも正しいというわけではございませんので、一番初めの 11 の方向性から一回目の検討会議での議論を勘案して事務局が作成したものであるということをご理解いただければと思っております。ですからこれにとらわれずに幅広い議論をお願いしたいと思っております。

事務局で分けた 4 つのうち、たまたまこの中で交差していたり、第 1 部会、第 2 部会と分けられない部分もございすけれども、とりあえずこの 4 つを分けさせていただきますと、第 2 部会は右の一番上の「人格生成の基礎となる 道徳性・規律ある態度を育成する」という部分と「体づくりと基本的生活習慣の確立を図る」という部分でございますので、こちらを中心にご議論いただければと事務局では考えております。それから下にあります囲みは、さきほども申し上げましたような、縦と横のつながりということでありまして、こちらの方も念頭に入れながらご議論いただければと思います。

これをイメージして作成した資料が、次ページの別紙説明資料でございます。

こちらは第 1 部会、第 2 部会一緒になってございすけれども、第 2 部会は半分から下の方をご覧いただければと思っております。こちらが 4 つの重点的な取組の方向性が一番左側に書いてございます。その次にどういったことをやっていくといいのかなということが書いてありまして、真ん中あたりに家庭・地域・学校それぞれの役割がイメージできるような形で分けてありまして、取組の例が一番右に書いてあるという構成になっております。たとえば、取組の方向性「人格形成の基礎となる 道徳性・規律ある態度を育成する」につきましても、家庭の教育力の低下とか、家庭を支える地域の教育力の低下、それからインターネットや携帯電話の普及によるネットいじめや学校裏サイトなどのトラブルや犯罪の問題。

それから人格形成の基礎となる幼児期の段階での家庭でのしつけの低下とか、県政モニターでの道徳教育の県民ニーズの高さといったことから、こういったことを養成する必要があるのではないかとということで、たとえばでございますが、家庭では取組の例としまして、ルールやマナーを守るためのしつけとか、読書活動とか本の読み聞かせによって、感情や情緒を育むということとか、就寝時間、テレビを見る時間－視聴時間にかかる生活習慣の定着などが挙げてございます。これは一例でございます。地域では取組の例としまして、問題を抱えた家庭への支援、子どもたちへの挨拶や声かけ、大人自ら子どもたちに模範を示すといったことが挙げてございます。

学校のほうでは道徳教育とか、学校での集団行動を通して規律ある態度を育成するとい

うことが例示してございます。

これにつきまして、本県が今というか、来年度どういうことに取り組んでいるのかということの参考としまして、資料を用意させていただきました。

『「今後の重点的な取組の方向性（事務局案）」に関する主な施策（平成22年度）』に今申し上げました一つ目の大きな取組の方向性に関連して、県が実施していたり実施しようとしている事業が添付してございます。たとえば、地域の教育力という面で申し上げますと、地域の共生を目指しまして、幼児児童生徒が地域に貢献する活動を体験・実践する場を設け、魅力ある学校づくりを推進する「地域と共生する学校づくり推進事業」、中学、高校、地域の関係機関が連携して、いじめや不登校、情報モラルといった生徒指導上の諸問題の対応をはじめとした、生徒の健全育成に取り組めます「地域協働生徒指導推進事業」などの施策がございます。ほかにも警察官を学校に派遣して講話するという取組を行う「薬物乱用防止教室」の開催というものもございます。

また、家庭の支援という面で申しあげますと、妊婦さんとか子育て家庭に切れ目なく情報提供を行い、子育て支援サービスの利用を促すことによって、自宅で子育てを行う家庭の保護者の孤立感や不安感を解消します「子育て情報支援ネットワーク構築事業」などの施策もございます。

情報モラルにつきましては、保護者や地域の方に広く啓発し、子どもの発達段階に応じた適切な接し方や相談に対処できる県民インストラクターを養成いたします「安心ネットインストラクター養成講座事業」とか、インターネット中のブログ、掲示板などの監視を行いまして、問題のある書き込みを見つけたときに、適切に対応することができるボランティアを養成いたします「愛知県版「ネット見守り隊」養成講座事業」などの施策がございます。このほかにも先ほど参考として配りましたパンフレットの中で、いろいろな情報モラルに関する取組が載せてありますので、また御覧いただきたいと思います。

それから、他府県のこの取組の方向性に関連した参考資料も用意させていただきました。『今後の重点的な取組の方向性に関する他県等の事例』ですが、こちらは他県の例でもございますので、説明は省略させていただきますけれども、1ページ目から3ページ目までは、家庭教育を支援するネットワークの例が掲載してございます。4ページ目は子育て中の親子が集う広場の開設の例です。5ページ目は地域の施設で異年齢集団による共同生活を行いながら通学するという例、7・8ページ目は全県立学校で道徳の授業を行っている茨城県の例が添付してございます。

申し訳ありませんが、もう一度資料10の2ページ目の別紙説明資料を御覧いただけますでしょうか。

上段の「人格形成の基礎となる 道徳性・規律ある態度を育成する」という部分について説明を申し上げましたが、次にその下の「体づくりと基本的生活習慣の確立を図る」という部分の説明をいたします。

こちらも先ほど11の柱のところでお話しましたが、最近問題になっております体力の二極化とか、活動の基本となる体力の問題、食生活の変化、テレビやテレビゲームの視聴時間とか就寝時間に見られる生活習慣の問題とか、学校生活や社会生活の基礎となり

ます、基本的な生活習慣の確立ということが必要であると考えております。こちらの方は、家庭ではどのような取組かということで、例示としてあげさせていただきましたのが、たとえば外で体を動かして遊ぶこと、運動習慣の定着、朝食を食べること、テレビやテレビゲームの視聴時間をきちんと守るといった生活習慣の定着、またそれに伴うしつけなどが挙げられております。地域ではと申しますと、指導員や施設などの体づくりができる機会を提供すること、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの地域活動が掲げてございます。

学校での取組といたしましては、体育の授業とか部活動、保健指導などの薬物乱用教室、健康教育などです。地域の方が運動できるような施設を、学校開放してということが挙げられています。

このようなことは、県は何をやっているかということで、先ほどの参考資料『「今後の重点的な取組の方向性（事務局案）」に関する主な施策（平成22年度）』の中にたとえば体力の関係ですと、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析しまして、小学校低学年・中学年を対象といたしました、体力向上運動プログラムの作成とかその啓発を図ります支援事業とか、「わが家のアイデア朝ごはん」コンテストとか食育推進シンポジウムを実施するという施策もございますので、またのちほど御覧いただければと思います。

また、他県の例といたしましては、幼少期から高齢者の方まで誰でも楽しく取り組むことができる「コーディネーショントレーニング」というような例も載せてございますので、参考にしていただけたらありがたいと思っております。

以上が3月12日の検討会議での議論を踏まえまして、事務局で整理をした資料と議論の参考として用意させていただきました資料の説明でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

【部会長】

それでは早速でございますけれども、委員の皆様方にご発言いただきたいと思っております。なお限られた時間でございますので、皆さんにご発言をいただきたいと思っておりますが、できるだけ簡潔にお願いしたいと思っております。また皆様には具体的な施策について事務局から説明がありましたが、ただいまの説明を聞いて今すぐに何か具体的なものを、というのは難しいかと思っておりますので、具体的な点につきましては後ほど事務局のほうから指示があるので、各委員お持ちの事例について資料提供いただければと思っております。また資料3に示していますように第1部会と第2部会で議論していただく項目を振り分けていますが、お互い重なる部分もありますので、そのあたりは柔軟に考えていただければと思います。それでは皆様からご意見をいただきたいと思っております。どなたからでも結構ですがいかがでしょうか。

では学校現場を踏まえまして堀田委員からまずお願いしたいと思っております。

【委員】

豊橋の東田小学校の堀田と申します。1年間よろしく申し上げます。大変な資料で、どんなことからお話ししてよいかよくわかりませんが、思いついたことで恐縮ですけども、まず第2部会の今後の重点的な取組の方向性ということに関係すると思いますが、義務教育課がやっている幼児教育研究協議会に今年度関わらせていただいています。ここで出てくる内容のようなことが毎年研究成果として冊子になっておるかと思いますが、そういったものを各課の施策というだけでなく、広く行きわたるといいますか、この検討の中にも入ってくるとよいと思います。それから資料10の真ん中に検討会議の議論の内容と書かれています。学校に勤めているものの立場で申しますと、心の中では大変よくわかっているがともすると、ますます学校の中にあれもこれもということになってきて、收拾がつかなくなるのではないかと心配しているのです。そういったことも踏まえていただけたらいいと思います。まだまだいろいろとありますがとりあえずここまで失礼します。

【部会長】

ありがとうございます。具体的な事例として先生がお入りになっていらっしゃる幼児教育研究協議会の資料も踏まえていただきたいということと、大変たくさんの中に入っていますが、あれもこれもではなく重点化していただきたいということでした。ある程度焦点化しながら議論を進めたほうが効果的ではないかというお話でした。ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

では、花井委員お願いします。

【委員】

わたしも小中学校、義務のほうのかかわりであります。まず第1に、この教育振興基本計画というものが理解できないです。理解できないというのはどういうことかということ、3層構造ですが、国の教育基本計画がある、県が作る、最終的には市町でも基本計画を作る。すると、県の基本計画はどのような位置づけになるのかということ。たとえば作られた計画を現実のこととして移したときに、市町村の持っている計画とどういふかかわりを持つてくるのか、あるいはどういふ違いがあるのかというのがなかなか理解できないのです。自分なりに、県だからこそできるとか、市町村ではとても手が出なくて、網の目からすり抜けるようなものを県が補完するような位置関係になるのではないかと思うが、3層構造の組み合わせが自分にはなかなか理解できない。

また、今後5年から10年先の将来を考えたとき、自分の経験から見ていったときに堀田委員の言ったように幼児教育、子どもの教育にもっともっとウェイトを置いて、なおかつ深いかかわりを持つていかなければいけないと思う。なぜかということ、子育てについては県もいろいろな事業を持つているが、幼稚園、保育園の指導、あるいはかかわりについてはなかなかない。市町にある幼稚園、保育園になかなか手が出て行かない。ところが現実には、幼稚園や保育園には差があるが、干渉ができない。教育委員会の中でも義務教育担当の者が幼稚園とか保育園に関わりを持つていけない。いろんな発達障害の子どもたちを早く見つけてあげたいんだけど、そういったところに手が出て行かない。幼稚園と

保育園と小学校の低学年の先生たちのかかわりもなかなか生まれてこない。そういう意味で、今後幼児教育をもっともっと重んじて考えていくためには、これからの幼児教育について県がどうかかわりを持っていけるかという部分を深くしていただきたいと思います。

もうひとつは、いろいろと問題を持ってくる親の対応がある程度できれば、かなり教育活動はスムーズに行くと思う。その部分をどうするかを深く考えていかないと、いつまでたっても問題が解決していかないと思う。小中学校の問題について毎日毎日苦情があったり、学校からの報告があるというのはその点である。そういう子どもたちをどうするのか、ということを決済できればある程度教育活動はうまくいくと言える。

それから、地域の方々の協力は今後10年を見越したときには、どんどん進んでいくと思います。いろんなボランティアの線で持っていけばかなり成功すると思う。

もうひとつは特別支援教育にもっとウェイトがかかって、細分化してくると思う。これもやらなければならない。

それと最後ですけれども、これも小中学校に関するのですが、問題行動の子どもたちを何とかしていかなければいけない。特に小規模の学校はよいが、大規模な小中学校について、何らかの手当てをしていかないと、今の学級編成の人数では、大規模校は際限なく上限に近づく。たとえば40人学級では際限なく40に近づく。同じような枠組みでは、生徒指導関係で一人加配が来るというだけでは、なかなか大規模校はうまく活動ができていかない。本当にそれぞれの小中学校の活動をうまくしていくためには、市町村でもがんばるわけですが、町や市街地の大規模校の学校に何らかの配慮をしていかないと回っていかないと思う。

小中学校の範囲では私はそう思う。

【部会長】

花井委員から多岐に渡ってお話をいただきました。最初に国と県と市町村の中で県は何を担うのか。それぞれがきちんと役割を分けていかなければならないということ、それから幼児教育について、ある程度幼児教育を充実する方向性、親の教育についても出てまいりました。いろんなことを出していただきましたが、それほど学校現場はたくさんの問題を抱えて苦労されていると思いますが、その中で、いかがでしょうか、ただいまのご意見に関しても結構ですが、もう少し詳しくとか、もう少し焦点化しながら論点を絞りながらやらなければならないことについて方向性を見出したほうがよいという意見もあるかもしれません。あまり何もかも県があるいは市町村が負うと大変ですので、それぞれが役割を見出しながらそれぞれ分担していく中で解決を求めていくことが大事ではないかと思います。いかがでしょうか。

【委員】

いわば国の立場といいたいでしょうか、情報通信行政を担当している総務省の立場として意見を言わせていただくのが本来でしょうが、私、教育に関してどうこうというお話をここ

ですつもりはまったくございませんけれども、愛知県が今やろうとしている教育振興基本計画の中に第2部会がテーマとしていただいています情報モラルを含む人間形成であるとか道徳性であるとか、規律ある態度の育成とかいったようなことがわれわれのテーマとして与えられている関係で少し意見を言わせていただきますと、私たちは直接子どもたちに関して教育をどうこうというものを考える場ではないような気がしています。子どもたちを含む社会全体がこの教育振興基本計画に定められた深い目標に向かって進められるようにいろいろな施策や事業を考えていこうではないか、という概念で基本計画を立てるような気がしています。なぜかという、お子さんたちをしっかりと見てらっしゃるのは教育現場におられる先生方しかいないんですね。我々外野でああだこうだ言うのはおかしいと思いましたが、総務省の情報通信関係の立場として申し上げるということにさせていただきたいと思います。

ひとつ気になっているのは情報モラルの関係でして、今回この部会に参加するに当たっても、情報モラルをきちんと子どもたちだけではなくて、子どもたちを見守っている先生方、あるいは保護者つまり大人を対象にした情報モラル教育が一番大事ではないか、それによって子どもたちが将来育っていくということで、情報モラルの関係について、「学びあい」の一番最初のページにも出ていますが、情報モラル教育というものについて、総合教育センターを中心にやられた研究会の中でも発言させていただいたところであります。

ですから、この考え方で情報モラルというものをこれからしっかりとつかんで教育振興基本計画の中に盛り込んでいただければ、いろいろなものが改善していくのではないかと思います。そのひとつが基本的な生活習慣の改善であるとか、または地域活動をしていこうとかそういったことに、情報モラルが必ず影響がでるんだと、具体的に申しますとさきほどお話が少し出てきましたが、食事をしながらゲームをすとか、携帯電話のメールを打ちながら食事をすとか、携帯のメールを返しているうちに時間がなくなって朝ごはんを食べられないで行っちゃうとか、そういったものが社会問題としてあがっているのではないか。そういうことで、情報モラルは非常に影響が出てきますし、一番最初のほうでお話ありましたけれども、非常に深刻な社会問題として、引きこもりであるとか、そういったものを生み出す原因としていじめがありますが、これにもやはりネットいじめといったものが出ておまして、すべてに情報関係の問題が関連してくるといった状況かなと思います。

ですから私としては情報モラルについてこの教育振興基本計画にしっかりと盛り込んでいただきたいというのが意見です。

【部会長】

ありがとうございます。国の立場から参加いただいているということですが、そういったことも国・県・市町村の役割を考えていく上で、大変ありがたいご示唆をいただけていると思います。特に社会全体として大きく捉えていくという、大局的な視点を見渡しているんだということですね。それに対して、市町村はやはり具体的な事例の中で取り組んでいただくことになると思います。では県はどうかということも含めまして、愛知県らし

い教育振興基本計画を作りたいということで、県の役割を明確にしながらやっていくことも重要だと思います。今後具体的に第2部会として県は何を担っていくかということをもう少し深めていきたいと思う。

ほかにいかがでしょうか。林委員さんよろしくお願いたします。

【委員】

愛知県立時習館高等学校の校長の林と申します。よろしくお願いたします。まず今回の会議で思いますことは、現在のあいちの教育に関するアクションプランというものは私たち県立高等学校の教員にとっては本当に大切なものでありまして、大きな教育の指針でもあるわけです。大変いいものが今ここにありますが、これにかわって更に時代にあったものをこれから作っていこうという、そういう意味でこの会議は本当に大切な会議だと思う。これからの愛知の教育をどのようにやっていくのか特に県立高校、特別支援学校は大変大きな関心や期待を持っている。私は2つのことを強く感じている。これからお話しする2つのことはどちらもこの一年に経験したことであるが、ともすると私たち高等学校の教員は、義務教育を出た後、高校生になってさあどうしようかと、2学期で教育する場面が多々あります。そのなかで今年度小中高等学校の校長教員が集まっているんな議論をしています。そういうもの通しながら、そのことがいかに一人の子どもの教育にとって大事であるかということを感じました。学校教育においては小中高の連携教育というものがうたわれていましてこれは大いに前に進めていただけたらいいなど。これが1点。

2点目には規範意識であるとか道徳教育についてはどの子どもにも同じ視点、同じレベルで道徳教育をしなければならないのはよくわかっているが、高等学校となると、入学する生徒が学校によって、たとえば学習に対する意欲であるとか興味関心に差が生じてくることはどうしてもやむを得ません。そうした場合に、私が強く感じていることは、社会のリーダーになっていくような意欲を持っているものに対しては、よりレベルの高い道徳心を持たさなければならない、とそういうことを強く感じています。

ともすると、勉強していろいろなことを身につけますと、私たちの教えている道徳の更の上を考えてしまうものもいるので、ただ、自分の勉強したことが、自分の欲望であるとか、お金儲けのためであるとか、それだけではいけない。社会のため、地域のために働くようなそういう教育をもっとしなければならないということを強く感じています。そういうことも忘れないでこの会議で検討していただければうれしく思います。

【部会長】

ありがとうございました。花井委員さんは義務教育の段階での市町村の役割ですね。逆に林委員さんは愛知県立ということで、高等学校直接ということですから、愛知県の教育振興基本計画に直接にかかわってくるということで、お話いただきまして、できれば義務教育である小中との連携を大事にしてほしいということと、さまざまな学校にあった道徳教育をとということをお話いただきいただきました。一言だけ付け加えさせていただいてよろしいでしょうか。大変すばらしい学歴を持っている方で、私の子どもの家庭教師ですが、

玄関を入っていらっしゃるときに、靴の脱ぎ方がスリッパまでぼんぼんとそのままが上がってらっしゃるといことがございまして、あとであがられたときに元に戻しますと、そのまま、また帰っていかれる、次にいらっしゃるとまた同じように、というそういったひともありまして、やっぱり具体的にしつけとか基本的なマナーが身につけてないかたも多々いらっしゃるので、全般的な普通科教育においてもですが、レベルの高いところから低いところまでそれぞれレベルアップしたいといった意見もございまして。そういった意味ではこの会議で十分に取り上げられるべき課題だと思います。

それでは村田委員お願いします。

【委員】

愛知県美術館の副館長の村田と申します。私は教育現場の皆様とはずいぶん異なる立場、いわゆる芸術文化の紹介に携わっているものでございまして。そういうところから思いますのは、この検討会議の1回目の内容、また、今回そこからまとめられたものを見ましても、文化とか芸術の視点といったあたりが、現実に教育の現場でさまざまな問題に取り組んでいらっしゃるところではなかなかそういう視点は出てこないのではないかと思います。たとえばしつけであるとか生活習慣、道徳というものの、なぜそうなるかというところには継承してきた文化が根にあるんだということですね。そういうところでの視点、観点が大切です。たとえばこれは特別な行事ですけど、正月のおせち料理であるとか七草粥であるとか、それがなんなのか、どういった手順で食べるのか、といったところは単なるしつけではなくて文化の継承だと思います。そういうところでの文化の継承といった視点は大切でないかと思います。

それから、愛知県ならではのということでは話しますと、愛知県ではこの夏に「あいちトリエンナーレ」という国際的な芸術祭を行います。芸術というのは余暇を楽しむもの、一人ひとりの趣味の世界という部分が確かにありますが、もうひとつは言語や時代、国、民族の壁を越えて、お互いが理解し、交流するというたいへん重要な役割を担っています。そうするとたとえばコミュニケーション能力を高めていくというのは、語学力とか情報機器の活用ということだけではなくて、語学を使って何をやり取りするのか、それは文化や芸術の理解、相互の尊重というものが重要だと思います。あるいは人間形成、自分のアイデンティティを理解したり、自分の生まれ育った地域の精神風土を身につけたり、あるいは他の地域を尊重したり、一人ひとりの人たちを尊重することの根っこに芸術文化への関心や理解というのは非常に重要であると思います。愛知県は戦後まもなく社会基盤がまったく整備されていない昭和30年に愛知県文化会館を作り、芸術大学、陶磁資料館、愛知芸術文化センター、そして今度「あいちトリエンナーレ」という大きな芸術事業に取り組むわけですが、愛知ならではのということであれば、芸術文化の視点から教育のプランを考えていくという姿勢も大事なかなと。私、そういう視点からしかものが言えませんので、自分のことに結びつけてお話させていただきますが、そのようなことを思っています。

【部会長】

ありがとうございました。先生らしいご意見と申しますか、子どものしつけも伝統的な日本の育児文化の中ではぐくまれてきたものであるし、モラルも高い精神性のもとで作りに上げていくという、そういう視点を欠いてはいけないのではないかと申すご意見でした。大変深い示唆に富んだご意見でした。多くは道徳教育、しつけ、マナーといったところに中心がいますけれども杉村委員さんいかがでしょうか。たくましいからだとか、健康づくりとかそういう面でのご意見をお願いしたいと思っております。

【委員】

地域活動というなかに総合型地域スポーツクラブと明記されていますが、そのスポーツクラブに携わっています。もう10年くらいになります。その間に感じますことは、私たちは地域の方にスポーツを通して、からだの健康づくりであったり仲間づくりであったり人づくりであったりといった理念を掲げてやっています。お世話になる対象が学校を起点にしますので、小学校の中でお世話になりつつ、特に子どもを相手にするときは、学校の先生と一緒にあったり学校の施設開放でお世話になったりしますが、いろいろ通して思うことは、家庭・学校・地域これが本当に開かれた学校であったり、地域で活動するわれわれがキーパーソンというか結びつきとなって、かなりの展開をみせています。というのはスポーツクラブというのはスポーツだけをやっているということではなくて、地域でわれわれは必要な活動をするとところだということを最初から理念に掲げていまして、学校と合同運動会をやってみたり、学校の運動場を借りて地域の方にイベントを試してみたり、学校を場所として、開かれた学校でわれわれが地域の方と結びつけるという活動をしています。また、種目の中でも気を使うのは、スポーツ少年団であったりいろんなところでやっている方でない方が来ていただけるプログラムを重視するように活動していますし、そのプログラムの中でも、親子で一緒にできる、年代を超えて全部の方が楽しめるというものを年間のスケジュールとしてやっております中で思うことは、子どもが行動範囲として接する子どもや大人がとっても少ない、家から出て学校へ行って、また帰って来て、家で、外で遊ぶ子もいないような状態の中で、ぜひスポーツだけとは言いませんが、文化でもよいのですが、子どもに多くの機会を与えられる、われわれがひとつの例として、そういうものが多くなって、教育は学校だけじゃなくて体験で生まれると思っておりますので、子どもさんにいろいろな体験をしていただけるような環境づくりを、地域として、運動だけでなく文化でも何でもかまわないのですが、それが広がっていくように、また地域としてそれが降りてきてわれわれが参加して地域が少しでもよくなればと思ってみえる地域の方はいっぱいいますので、県で決められたものがわれわれレベルまで、地域で消化しやすい形で降りてきていただけると、もっともっとわれわれも力が貸せれると言ったらおかしいですけども、働く機会がいただけると思っておりますので、ぜひ上のほうだけの大きな掲げごとだけではなくて、部門部門で下へ降りてきて、われわれが仕事がしやすいような状態にかみ砕かれて降りてくると、私たちとしてはありがたいなと思っておりますので、これが上手に降りてくるともっとよいと思っております。

【部会長】

ありがとうございます。健やかなからだをつくること、たくましい体力を育成するという視点からの発言でしたけれども、今後この大きな政策が地域の具体的な活動へとわかりやすくつながっていく、そして地域の人たちとのつながりを深めるというようになるとよいと思います。

一巡して皆様からご意見をいただきましたけれども、欠席であります大野委員さんと中島委員さんからあらかじめご意見をいただいておりますので、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

【事務局】

それでは失礼いたします。今日、大野委員さんと中島委員さんはご欠席ということですが、事前に意見をいただいておりますのでご紹介をさせていただきます。まず愛知県尾張福祉相談センターのセンター長の大野委員さんからの意見です。

児童相談所の立場から「人格形成の基礎となる道徳性・規律ある態度を育成する」について意見を述べるということで、関連データを参照していただきたいと思いますが参考資料の関連データをお開きいただきたいと思います。8ページの図27ということで、児童虐待の相談対応件数の推移（青少年白書（平成21年版）（厚生労働省「福祉行政報告例」））というのがありますけれども、これを参照しながらということでご準備いただきました。申し上げます。児童虐待は全国的に増加傾向であり、児童相談所が対応する児童虐待の件数は大雑把に1000人に1人から2人であると言われている。また最近では児童虐待の中でも、心理的虐待、ネグレクトの占める割合が高くなっており、目に見えない心理的虐待にも、もっと社会が目を向けないといけない。児童の側では知的障害、発達障害の児童が親への対応をうまくできず結果、虐待に通じてしまうこともある。地域や学校で、養育能力の低い家庭には養育支援をしつつ、虐待の予防・早期対応が必要である。学校は地域の虐待関係機関と連携を取る必要、義務がある。発達障害の早期発見、非常に大きな課題であり、母子保健をはじめ地域をあげての取り組み強化が必要である。以上である。こういう意見をいただいております。

それからもうひとつ中島委員さんですが、扶桑町教育委員会教育長の中島委員さんからもご意見いただいております。取組の方向性について2点意見をいただいております。

まず1点目ですが、「人格形成の基礎となる道徳性・規律ある態度を育成する」について、目指すあいちの人間像の「かけがえのない自他の命を大切にすることのできる人間」から少し離れているので、「人格形成の基礎となる道徳性・規律ある態度」を「人の命を大切にすることのできる態度」に改めてはどうか。せめて文を生かすなら「人格形成の基礎となる道徳性・規律を守る（または従うまたは生かす）」態度を育成するぐらいではどうか、というのが1点目のご意見です。

それから2点目ですが、「体づくりと基本的な生活習慣の確立を図る」について、体づくりと基本的な生活習慣の確立を図ることは、特に小学校に必要なことである。スキヤモンの発育発達曲線にあるとおり、小学校時の動きづくりは適切に行う必要がある。スキヤモ

ンの発育発達曲線というのは、参考資料をごらんいただきたいのですけれども、参考資料の「今後の重点的な取組の方向性」に関する他県等の事例を開いていただきたいです。一番最後の 10 ページになるのですけれども、10 ページの右下のところに「神経系のラインに注目」ということでグラフが載っていますけれども、これがスキヤモンの発育発達曲線です。

もう一度ご意見を紹介します。体づくりと基本的な生活習慣の確立を図ることは、特に小学校に必要なことである。スキヤモンの発育発達曲線にあるとおり、小学校時の動きづくりは適切に行う必要がある。これが 2 点目のご意見であります。

【部会長】

ありがとうございます。ただいま、欠席の方のご意見を紹介していただきましたが、たくさんの意見が出ましたけれども、議論のまとめとしまして、今後の重点的な取組の方向性について、これまでの委員の方々の意見も踏まえまして、どのような形で焦点化を行っていくのかについてご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

たたき台として資料の 10 に事務局の案がございます。第 1 部会、第 2 部会と分かれています。このような図が事務局から案として出てまいりましたが、いかがでしょうか。これにかかわらず、これ以外でも結構でございますがいかがでしょうか。

それでは村田委員さん。

【委員】

先程の繰り返しなんです。資料 10 のこの「今後の重点的な取組の方向性（第 1 回検討会議の議論）」でも、最初にある取組の方向性の 11 項目の中で「伝統文化を尊重する心や文化芸術に触れ楽しむ心を育む」のところだけは点線も何もなくて、1 回目の検討会議で発言がなかったのだと思いますが、結果的にそれが反映されて、「重点的な取組の方向性」といいますか、この 11 項目の中で、伝統文化、文化芸術という項目と豊かな自然を守り引き継ぐというこの二つの項目がもうすでに抜けているんですけれども、これはまずいのではないのでしょうか。何らかの形で、まずは、最後のところでより重要なより重点的な取組が必要だということ。11 の中からいくつかを副次的なものとして扱うというのは、それは議論の中でのことですのでやむをえないと思いますけれども、最初の段階からもう 11 の項目の中のいくつかは抜けているのはいかがか。

【部会長】

はい。そのとおりでございますけれども、村田委員さんのご意見からしますと、むしろしつけとかマナーもそれぞれの国の文化的なもの強くかかわっているというご意見もいただきましたので、もしよろしければ、そういう一部人格形成の基礎という部分も含めまして、深い精神性・道徳性そういったものも一緒にして入れるというのはいかがでしょうか。

【委員】

あと「文化を継承し創造することのできる人間」という大きいあいちのめざす人間像からいってもですね、この第2部会は「体づくりと基本的な生活習慣の確立を図る」ということでほんとはよいのかとちょっと思います。

【部会長】

体づくりと、豊かな文化を継承しというところは一緒に入っていますので、その部分が適切かということとはわかりませんが、村田委員さんのご発言については、検討会議で取り上げまして、第1部会の中野先生のグループと一緒に、事務局とも再度取り上げさせていただきますので、十分ご意見を尊重しながらやっていきますのでよろしくお願いします。

【委員】

私も村田委員さんの言われたことで腑に落ちない部分がありまして、同じ意見ですけれども、何かといいますと、体力づくりは確かにわかるんですね。先ほどいろんな問題があるということと言ったのは本音を吐露した部分でして、体力づくりの部分が小中学校の子どもたちの活動を見ていたとき、スポーツにウェイトがかかっている。中学校の部活動を決めるときでもたいていスポーツ関係を選ぶんですね。文化関係、芸術関係を選ぶ子というのは、なかなか2次的に選ぶんですね。若い人たちはスポーツ、年を取ってくると文化芸術に偏っていくという流れがある中で、今の小中学校の子どもたちにもっともってほしいのは文化、いわゆる芸術と音楽というものにウェイトを入れて、そこで活躍する人たちをほめていくような環境が小中学校にないと、運動でいろんな賞を取った人たちは表面に出て華やかに賞賛されるが、文化活動をしているような結果を残していても周りからあまり賞賛されないという部分があります。そんなことだったら小中学校で、市町村でそういうことをほめたりすればいいんじゃないかというものの、周りの環境がそういう部分が出てこない、スポーツをやることはみんな賞賛をして、音楽や芸術といった文化活動に活躍した子どもたちが一歩遅れている現実がある。県としての具体的な取組の方向性として、文化芸術にもっとウェイトをおいて、小中学校のレベルからまわりがそういったものを育てていくような環境ができていくといいなと思います。

【部会長】

ありがとうございました。村田委員さんに対しての賛同の意見ということで、大変大事なことだと思います。人生を豊かにして、感動を分かち合えることは非常に重要なことであり、芸術は大事だということでもあります。この点につきましては再度全体の検討会議の場も含めまして、第1部会の部会長さんと事務局と相談させていただいて、十分汲み取っていけるようにしたいと思います。よろしいですか。ほかにございませんか。

一応は資料10が事務局のたたき台ですので、どうぞ忌憚のない意見をいただければと思います。

【委員】

申し訳ない話なんですけれども、当初からいろいろ話題になっています愛知らしさといったものをどう出していくのか、この検討部会でそういったものを検討していくに当たって、実は私東京のほうから単身赴任でございまして、愛知のことはそんなに詳しいわけではないんですよ。ですから、愛知らしさって言うものはどんなものなのか、まず事務局から愛知らしいというものにポイントを絞った事務局案というものを少し出していただけると、検討がしやすいんじゃないかなという気もするんですね。もうひとつ、愛知らしさを出すためにいろいろ考えるんですけれども、それをぶつける人はだれなのか、つまり、大人の考え方で子どもに押し付けるような愛知らしさでよいのか、子どもたちが考えているのはどんなことなのか、そういったことも知りたいと思いますし、これから教育振興基本計画を考える上で子どもだけを対象に事業とか施策を考えるのではなくて、親御さんであるとか先生自身に対してどんなことを、文化もそうなんですけどね。学校の先生は長いことやっているんだけど、歌も歌えないとか、詩もかけないといった方もいらっしゃると思いますし、やはりあの、最近先生の問題も大変多いので、子どもたちだけでなく、社会全体としての文化の向上、伝統の継承、そういったものを愛知県の教育振興基本計画にきちんと反映させていくことも必要ではないか。

なぜこのようなことを申し上げるかといいますと、私が担当しています情報モラルの中で携帯電話の使い方について普段の状況を聞いていますと、一番だらしがないのは親なんですね。携帯を買ってあげちゃってそのままほったらかしにするという、無関心というか、無責任というか、そういう態度が散見されますし、家庭の中でも親がテレビを見ながらご飯を食べてしまうという、そういうことをやっていけば子どもも当然同じことをしますので、当然そこにも家庭教育とかそういったものが存在しているのではないかと気がしているんですね。

事務局さんには大変手間をかけてしまうのですが、愛知らしさというのはいったいどういったものなのかについて定義を出していただいて、それをみなさんで施策を考えていくのも方法論的にはよいと思いますので、よろしくお願いします。

【部会長】

最初に愛知らしい教育振興基本計画ということでお話しましたのでそのことを踏まえてのお話かと思いますが、その点につきましてはまた次の会にご意見を踏まえまして採択させていただきますので、それでよろしいでしょうか。それと同時に子どもだけでなく大人もという、まさに社会の鏡といいますか、大人たちのやっていることをそのまま映し出している、そういうことも踏まえながらですけれども、その点についてはすべてを網羅してやることはできませんので、焦点化したいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。これは検討会議でも出ていたのですが、県は県の役割、国は国の役割、市町村は市町村の役割がありますので、そのなかである程度重点化していきたい、ということで、この会議で検討しているわけなんですけれども、そういう点をお含みいただいて、資料10のような、体系図になっていますけれども、大まかにはそれぞれ取組の方向性の大きな視点というの

は集約されていっているのではないかと思うのですが。

ほかに、もう少しここを強調してほしいといった意見はございましたらお出しいただきたいのですけれども。

それでは時間の都合もございますので、ここで本日の皆様がある程度ご同意いただいたというか、この部会でコンセンサスを得られたことについてまとめさせていただきます。

まずは課題 1、資料の 10 にございますように、「人格形成の基礎となる道徳性・規律ある態度を育成する」、ここに集約されてくると思うのですけれども、もちろん高度情報化社会に対応できる情報モラルを充実するという、また幼児教育も組み込んでいくということで、取組の方向性としてはまず大きな柱として資料 10 の右側にありますように「人格形成の基礎となる道徳性・規律ある態度を育成する」というのがひとつの柱であります。

それと、第 2 部会でありますので「健やかな体をつちかい、豊かな文化を継承し創造することのできる人間」といたしまして、これは傍線は一本線になっていきますけれども、あらゆる活動の源である体力の向上を図るといいう柱と同時に、生活習慣を確立するという、食育についてはほとんど発言がありませんでしたので、基本的な生活習慣を確立するという視点で、体づくりと基本的な生活習慣の確立を図るといいうのが第 2 部会の大きな柱となっています。それと同時に村田委員さんからご提言がありましたようにしつけとか道徳規範というのもそれぞれの国が持っている文化を背景にしながら作り上げられてきた、更に道徳規範も深い精神性のなかで汲み取っていかなければならないといったそういった視点も十分に考慮すると同時にそれぞれ人間のかかわり、感動ある生涯を体験し、健康で豊かな人生を送るといいうことは非常に大切である、といったような方向で話をもう少し進めていきたいと思っております。第 1 部会の会長さんや事務局と相談しながら進めていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。それでは私がただいま申し上げた方向で進めさせていただきます。

なお、検討会議がありますがこの検討会議の報告書については事務局で整理していただき、第 1 部会と関連させながら細かなところは私と第 1 部会の中野部会長さん、そして事務局と相談しながら決めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします

ありがとうございました。

それでは以上で議題の（2）を終了させていただきます。次に議題の（3）その他でございますが、事務局から何かありますか。

【事務局】

はい、お願ひします。

当面のスケジュールについてご連絡させていただきたいと思ひます。第 2 回の検討会議は先程資料 5 のところで説明いたしましたけれども 5 月 21 日の午前を予定しています。本部会での議論は第 1 部会の議論と併せて第 2 回の検討会議に報告して、検討会議ではこれらを踏まえて、骨子（案）の議論をしていただく予定であります。なお、第 2 回の検討会議後にパブリックコメントを経まして、計画の骨子を決めていきたいと思ひしております。次回第 2 回の部会は 7 月 12 日の午前を予定しておりますのでよろしくお願ひします。場所

時間については後日ご連絡いたします。先程部会長さんのほうから、委員の皆様に事例等について資料を提供していただくというご提案がありましたけれども、提出していただく期日としましては、第2回部会の検討資料とするために5月末をめどにこちらにご提出いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【部会長】

ただいま事務局からスケジュールについて説明がありましたが、ご質問等がありますか。なければ本日の議事はすべて終了しました。以上を持ちまして、第1回愛知県教育振興基本計画検討会議第2部会を終了させていただきます。